

自動車製作者等が行う走行試験に対する臨時運行許可について

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「法」という。）において、自動車は国の検査・登録を受けなければ、運行の用に供してはならないとされています。しかし、特例として自動車の試運転を行う場合、新規登録や新規検査、継続検査（有効期間のないもの）のために回送を行う場合に、行政庁の許可を受けることにより運行が出来るように臨時運行許可制度が設けられています。

今般、自動車の開発等の効率化・迅速化を進めることにより自動車の安全性能、環境性能を向上させる観点から、自動車製作者等が行う走行試験に対する臨時運行を下記により許可することといたします。

1. 定義

「走行試験」とは、法第35条第1項の「試運転」に該当するものとして、自動車製作者等が主に本邦で販売することを目的として開発中の自動車（以下「試験自動車」という。）が設計どおりの性能等を備えているかどうかを、実際の使用条件に即して、法第2条第6項の「道路」において運行することをいう。

2. 許可申請

最寄りの運輸監理部長又は運輸支局長において、許可申請を受け付ける予定。

3. 有効期間

「走行試験」の期間が法第35条第3項但し書きに該当する場合、第2項の有効期間は次のいずれかのおり附すものとする予定。

- ① 2ヶ月以内
- ② 2ヶ月を超える走行試験が必要な場合は、当初2ヶ月間の期限を附して許可し、その期間満了時、申請により1ヶ月以内の期限を附して許可の更新を行う。なお、再度の更新を妨げない。

4. 対象となる自動車製作者等

次のいずれかに該当する者の予定。

- ① 法第75条第1項の指定を受けたことのある者
- ② 新型自動車届出を行ったことのある者
- ③ ①②に準じる者として、審査課が認めた者

あわせて、自動車製作者等が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）で定められた車両総重量を超える重量物運搬等の車両について走行試験を行うことができるようにするため、試験自動車を基準緩和認定の対象とする所要の改正を行うことといたします。